



65歳以上のかた（第一号被保険者）の保険料

介護保険料の改定について（お知らせ）

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて、3年ごとに基準額が設定されます。

令和3～5年度は、**月額5,800円（年額69,600円）**に変更となりました。

所得段階	対象者	負担割合	年額	月平均
第1段階	○生活保護を受けているかた ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額 ×0.3 (軽減前0.5)	20,880円	1,740円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が、80万円超120万円以下のかた	基準額 ×0.5 (軽減前0.75)	34,800円	2,900円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が、120万円超のかた	基準額 ×0.7 (軽減前0.75)	48,720円	4,060円
第4段階	○世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額 ×0.9	62,640円	5,220円
第5段階	○世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超のかた	基準額 ×1.0	基準額 69,600円	5,800円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	基準額 ×1.2	83,520円	6,960円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	基準額 ×1.3	90,480円	7,540円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	基準額 ×1.5	104,400円	8,700円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上のかた	基準額 ×1.7	118,320円	9,860円

※第1～3段階は、公費による保険料負担軽減後の負担割合および保険料です。

■用語の説明

老齢福祉年金

大正5年(1916年)4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受給している年金です。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

問合せ＝住民保険課 介護保険係 ☎76-1366

4月から新しい相談事業がスタートします

生活の困りごと まるっと相談

相談無料

「生活が苦しい」「就職しても長続きしない」「引きこもりの家族のことが心配で…」
「誰かに悩みを聞いてほしい」…。

そんな時は、一人で悩まず、まずは相談してください。相談員と一緒に課題を整理し、あなたと一緒に困りごとの解決に取り組みます。

■すぐに悩みを聞いてほしいかた

電話でご相談を！

電話相談

毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
時間 午前9時～午後5時

☎080-3759-6756（美里町専用回線）



■じっくり悩みを聞いてほしいかた

対面相談でご相談を！【予約優先】

対面相談

■日時 4月21日(水)

受付：午後1時～4時

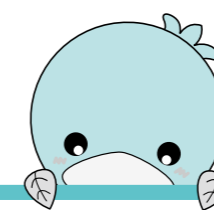
相談：午後1時30分～4時30分（1人30分程度）

■場所 保健センター

※当日の受付も可能です。ただし、予約優先となりますのでご了承ください。

【予約を希望するかた】 福祉課 社会福祉係（☎76-5132 FAX 76-0909）へ
希望の相談日・時間をお知らせください。

◆毎月第3水曜日に実施します。次回の相談日は**5月19日(水)**です。



町のよりそいホットステーション

町が委託する専門の相談員さんが対応します。
どんなお悩みも安心してお話しいただけます。

「心配ごと相談」の終了について

美里町社会福祉協議会では、毎月第3金曜日に「心配ごと相談」を実施していましたが、令和3年3月をもって終了しました。

今後は、「まるっと相談」をご利用いただけますようお願いいたします。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132